～分割納付の相談をされる方へ～

　未納となっている市税（料）を一括で納めることができないため、分割納付による納付をお考えの場合には、相談時に次の書類をご提出ください。

* 必要書類を提出していただいた後、分割納付の可否を決定しますので御要望に沿えない場合もございます。

　（１）財産収支状況書

　 現在の生活における収入と支出の状況を記入するものです。収入、支出ともに、

金額が確認できるもののコピーを添付してください。

例：収入　　給与明細（直近３か月）

　　　　　　売掛金・報酬等の請求書（手元にあるものすべて）

年金振込通知書

雇用保険受給者証　　など

　　　　　　　支出　　仕入れ・経費の明細（仕事で必要なもの）

養育費の支払い証明ができるもの

住居の賃貸借契約書

　　　　　　　　　　　医療費

　　　　　　　　　　　借入先や負債額のわかるもの　　など

　　　　　また、預貯金、不動産、自動車等について、詳細が確認できるものを添付して

ください。

　　　例；預貯金　通帳写し（記帳済のもの）

　　　　　自動車　車検証

　　　　　保険　　保険証書　　など

（２）通帳、銀行届け出印鑑

　　相談時に納期未到来の税は口座振替登録をお願いしています。

　（３）その他

　　　　・

・

　　なお、分割納付を計画どおりに履行中であっても、催告書等は発送されます。また、　　不履行時や財産判明時には差押え等の滞納処分が執行されることがあります。